

議案第24号

損害賠償の額の確定及び盛土撤去に関する調停の申立てについて

次のとおり、土地使用料の未払による損害賠償の額の確定及び契約期間経過後も占有している物件を撤去すること等に係る調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 相手方

鳥取市 個人

2 申立て要旨

県が平成18年度国道482号淵見2号橋下部工事（2工区）（補助橋整備）の工事用ヤードとして相手方から平成18年9月1日に借受し、盛土して使用していた土地について、契約期間最終日である平成19年5月30日を経過した後も使用しており、土地使用料の未払が生じている。このため、相手方は県の土地使用料算定基準を大幅に上回る使用料と慰謝料を請求している。これは県の担当者が、所定の契約締結を怠ったことによるものであるため、これまでの間、相手方へ謝罪するとともに、県の基準に基づき算定した土地使用料（1年当たり3,200円）をもって和解するよう試みてきたが、相手方が交渉及び当該土地の立入りも拒絶しており進展が見込めない状況である。

このため、未払となっている土地使用料に係る損害賠償の額の確定及び当該土地を占有している盛土等の撤去作業並びにこれに伴う土地の立入りについて和解するため、調停を申し立てるものである。